

# 「家庭が抱えるジレンマについて考える授業の可能性」

中島千恵

## はじめに

便利さと豊かさが児童により豊かな生活を与えていると感じられる反面、児童をとりまく環境は国内的にも国際的にも厳しいものがある。わが国の状況を見ると、児童虐待防止法の施行(2000.5)、そして学校、病院、警察などの連携を強化する努力にもかかわらず、深刻な児童虐待は減る様子はなく、毎日のように事件が新聞に報じられている。1990年に児童相談所が処理した児童虐待の数は1,101であった。しかし、その後、2000年にはその約16倍である17,725に増加し<sup>①</sup>、2003年には26,000件<sup>②</sup>を越える相談が寄せられている。2000年から、毎年、白書は児童虐待に対する政策について触れ、政府は初期の発見と防止を進める政策を推進している。

しかし、我々が抱える問題は、児童虐待だけではない。20世紀の終わりから21世紀は、多くの子供達にとって苦しみの連続であった。世界中で子供達の生活と教育を受ける権利は戦争、貧困、そして児童労働等によって脅かされ、侵害されている。しかし、平和な時であっても親の離婚、再婚、片親、ドメスティックバイオレンスといった家庭での深刻な出来事は否が応でも子どもを巻き込み、子供達は情緒の安定を維持しにくくなっている。子どもがストレスの多い状況下にある中、若年非行は増加し、ますま

す凶暴性を増している（青少年白書、2002年）。これらの状況の多くは、現代社会の政治、経済、文化的状況によってもたらされる困難な家族の問題に起因していることが多い。そして暴力の連鎖はおさまらない。

グローバリゼーションは、人と価値観の移動とともにその葛藤もあらわにし、子どもが苦しむ状況を加速化、増加、そして多様化し、さらに新たな家族問題を生み出している。

このように様々な家族の問題を抱えながら学校に登校してくる子供達を前に、限界はあるものの、家庭で直面する諸問題に対処し、自らを守る知恵を学び、その能力を高める力を養う教育の場として学校が果たし得る役割は大きい。

学校ではとかく理想の家庭像が教えられがちである。それは重要であるが、現実の家庭生活のほぼすべてが、そのように理想的なものではないことを私達は知っている。大なり小なり、家庭は問題を抱えている。そこで本論では、悪循環を断ち切り、問題に立ち向かう方途の1つとして、どこの家庭でも抱える、または抱える可能性のあるジレンマや問題を学校教育の全段階でカリキュラムの中に位置づけて教えることの有効性、課題について検討する。

なお、家庭のジレンマを教えることは、悪循環を断つ長期的な戦略のあくまで一翼であることを強調しておかなければならない。なぜなら、教育と家族へのサポートが同時に進行しなけれ

<sup>①</sup>内閣府編『青少年白書 青少年の現状と施策』平成14年度版、25頁、第1-2-18表参照。

<sup>②</sup>文部科学省編、『平成16年度 文部科学白書 「生きる力」を支える心と体』112頁。

ば、十分な教育効果は期待できないからである。

## I. 家庭のジレンマについて学校で考える教育的有効性

### 1. 現行制度の限界

#### (1) 生きる力

子どもの「生きる力」を育むことを目指した教育改革は、基礎科目的時間数を減らし、教育内容の基準が設定されることのない、しかもその質が教師の力量に大きく依存してしまう総合学習を導入し、その成果に期待をかけることになってしまった。しかし、総合学習がどれだけ子ども達の生きる力を養っているのか、説得力のある調査結果は出ていないばかりか、生きる上で重要な基礎学力の低下が懸念されることになってしまった。また、子どもが生きる上で確かな知恵と知識・能力を育んでいくものとなつたかどうか、明確な結果は得にくい。とりわけ、家庭の中で起こる問題に子どもが賢明に対処し、うる知恵や思考力を養うことには焦点化されたものではなかった。

#### (2) 虐待防止法

子どもを虐待から防ぐために施行された「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年11月施行)は、学校に虐待の早期発見を義務づけたが、平成16年には一部改正され、国及び地方公共団体には、虐待防止、保護、自律の支援のために学校の教職員に必要な研修などを講ずること、また、幼稚園、小学校などの学校や児童福祉施設も、児童や保護者と接する機会が多いことを踏まえ、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育または啓発に努めなければならないことが加えられた。これに対して、具体的な教育の仕方や対処については、地方や個々の

学校の裁量に任され、正式なカリキュラムとして全国的なガイドラインや学習の到達目標などは明示されていない。どの教師によってでも一定の確かな内容が教えられるようにはデザインされていないばかりか、結果的に教師への負担が増大している。

#### (3) 連携の難しさ

子どもが死に瀕するほどに虐待されていても密室の中で起こるだけに、容易にそれを防ぐ事ができず、病院も警察も学校も近隣の人々も薄々知っているながら、子どもを救えなかつた事例が相次ぐ。なぜそのようなことになるのだろうか。現行制度では、基本的に乗り越えがたい限界がある。最近の事例から問題点を確認することにしよう。

2003年11月、大阪の岸和田で起きた虐待の事件は、学校、友人、親戚、そして児童相談所もすべて虐待があることに気づいていたにもかかわらず、医師がアウシュビッツの死体のようだと驚いたほどに少年は死に瀕した状態で病院に担ぎ込まれた。少年は友人にも教師にも事実をうち明けるのを拒み、学校は深刻な状態であれば児童相談所から連絡があると思いこみ、児童相談所は登校拒否を主張する父親の嘘を見抜くことができなかつた。母親は実の母ではなく、母親にすれば少年はなつかない子であった上に、夫からのケアやサポートが乏しかつた。親戚のおばあちゃんのもとに逃げてきた少年は連れ戻され、やがて弟が実の母親に保護されても少年を元気なうちに助けることはできなかつた<sup>③</sup>。

以上から分かる事は、少年を取り巻く人々や諸機関には、虐待を知りながらも助けられない事情や理由があつたことである。政府の政策と児童虐待防止法は児童虐待を防ぐためのネットワークシステムの発展を促したが、岸和田の事

<sup>③</sup> この事件の内容については、朝日新聞、「夜だけの部屋」上、下、2004年2月3日、5日に基づく。

例は、専門化された諸機関の間の連携の難しさを物語り、学校や児童相談所は、「親」や「親の権利」の壁を打ち破ることの難しさを思い知らされた。

どのようなシステムを開発しようと、家庭という密室の中で起る虐待を完全に防ぐ事は、恐らく極めて困難であろう。我々は、この問題に対処しうる方法を更に考えなければならない。今までのところ、諸機関との連携やネットワークは主に、児童虐待の早期発見と事後の対処にあった。しかしそれは、児童虐待を根本から解決するものではない。もし、少年に虐待から身を守り、周りの人々の援助を得る知識や力があれば、地獄から早期に脱出することができたかもしれない、いや、この両親に暴力のない家族生活を送る知恵と周りの豊かなサポートがあれば、と口惜しく思う人々は少なくあるまい。事後の対処は当然のこと、それ以前に家族生活を賢く創造してゆく力量を養う、底の広い教育が必要であることを我々は痛感しないではいられない。

#### (4) 社会教育を通した政府の教育政策

政府は家庭における教育能力を高めるために、社会教育を通して親の教育を推進している<sup>④</sup>。しかしながら、わが国における社会教育は、主に若者や成人を対象にし、学校教育課程を除いている。また、社会教育の精神は自主的な自己学習活動を促すことであり、すべての人々に強制するものではない。そのことは、結果的に自己選択的な教育になり、すべての人々にその教育効果が期待できるわけではない。学校を出てからの教育ではあまねく人々が共有すべき認識を広げることにはならず、とりわけ、それらの知識をひどく必要としている人々には届きにくい。

教師にも親や子どもをサポートするために必要な情報と訓練が徐々に提供されつつある。児童虐待防止法によって学校は虐待防止のための教育と一定のアクションを取ることが要請され、地方レベルで小学校段階から虐待を防止するような授業を取り入れる試みが進んでいる。だが、具体的な教育内容は模索的で、全国基準が提供されているわけではなく、教育の質はひとえに教師の力量に依存している。しかも内容は虐待に限定されている。ところが、多くの子供達が現実に必要とするのは虐待はもちろん、より多くの実生活で直面する様々な家庭問題の理解と、それに対する子どもなりの対処の方法であり、サポートの求め方である。より広く家庭問題に対処しうる内容が必要である。

## 2. 重要な研究調査結果

以上のような現行制度の限界に加えて、虐待に関するいくつかの報告や調査結果が対処療法的な防止策では問題を容易に減らすことはできないことを示唆している。

(1) 虐待されている子どもは、虐待されていることを他の人に話したがらない(吉田, 1996, 167~169頁)。性的虐待の場合、対処された性的虐待の40%は、実の父親によるもので(朝日新聞, 2003年12月17日), 話しても信じてもらえない場合が多い。

(2) 子どもを虐待する親は、近所の付き合いからとかく疎外されがちで、虐待が行われている事も、サポートの必要性にも気づかれにくい。また、気づいても「親の権利」の壁は厚い。

(3) 虐待の判断は難しい(白書, 2000年, 145頁, テーブル2)。経験や情報の不足、明確な基準の欠如などによって、母親が子どもを虐待しているかどうかを判断する側は、自らの判断

<sup>④</sup>2001年の社会教育法の改正では、社会教育と学校教育の連携と家庭教育の向上への配慮が社会教育行政の役割として追加されている。

に不安を持つようになる。一方、相談に行く母親は、相談に対応する人の不注意な言葉で子育ての不安に陥ってしまう。

(4) 虐待されている子どもを診断する医者は、とかく検査結果に頼りがちになる<sup>⑤</sup>。虐待を支持するデータが無い場合、虐待を疑うのは難しい。親が子どものあざはいたずらでできたのだと主張する場合など、判断が難しくなる。

### 3. 二つの重要な認識

虐待だけでなく、家族の葛藤や問題について考え、知識を得る内容を学校の授業に入れる必要性は、虐待を防止する動きの中から生まれてきた重要な認識の中にもその根拠を示すことができる。

第1は、虐待防止に関する負担は社会全体で共有しなければならないという認識である<sup>⑥</sup>。先に虐待を特定の機関だけで、また特定の機関の間での連携だけで解決する事がいかに難しいかを示した。それに加えて虐待は誰にでも起り得ることである。平成15年、虐待の相談件数は26,569件で、最も多いのは小学生に対する虐待(36.5%)、そして、虐待する人で最も多いのは実の母親で(62.9%)であった。また、虐待の直接的原因の多くは家族の特定の状況に関連していた<sup>⑦</sup>。家族の生活にはストレスが伴う。虐待は誰にでも起り得ることである。それゆえに、負担は社会全体で共有する覚悟が必要なのである。そうであるとすれば、すべての人たちが通過する義務教育段階から、その認識を育てることに意義があるのでなかろうか。

第2の重要な認識は、虐待の犠牲者は1人で

はなく、二人居るということである。どのような理由からであれ、責められるべきは虐待をした者であるが、虐待をした者だけを責めても、問題は解決しないことを我々は知っている。虐待の根底にある原因を知らなければならない。虐待をする母親が、実は夫から暴力を振るわれていたり、孤独であったり、経済的に搾取されているといったことが背景にある。2000年の『子ども白書』は、現代社会には女性が弱い立場に押しやられ、肉体的にも精神的にも傷つけられる「構造的な権力関係」があることを指摘している(144頁)。弱い立場に置かれた母親は、より弱い子どもを虐待するというもう1つの構造が出来上がる。ここで強調されているのは、虐待している人たちも実は犠牲者であり、虐待される子どもも、虐待する大人も共に犠牲者だという認識である。現在では、虐待されている子どもと共に、虐待している大人も適切にケアされなければならないというのが一般的認識である。

これらの認識は、虐待の問題に限定されず、家族の葛藤がそれに直接的に関わる当事者だけの問題ではなく、社会全体の問題としてその解決の道を制度化し、洗練していかなければならないことを意味している。

### 4. 虐待する親の特徴

虐待する親の特徴は、学校で家族のジレンマを教えることを支持する更なる理由を提供する。

虐待する親の極めて特徴的なことは、彼らの多くもまた幼児期に虐待を受けていることであ

<sup>⑤</sup> このことは、2001年2月3日NHKで放送された教育トゥデイにおいて報告された。

<sup>⑥</sup> この認識は、様々な文献で確認できるが、たとえば最近の公文書では、2005年の『子ども白書』には、「子ども虐待が社会問題であるとの認識が生まれ、社会全体としての取り組みが始まったのは1990年代初頭のことです。」と述べられている(参考文献16、134頁)。

<sup>⑦</sup> 日本子ども家庭総合研究所編『日本子ども資料年鑑2005』KTC中央出版、224-228頁。また、虐待の原因としては、文献3の『児童虐待と現代の家族』、2003年、229頁参照

る。自分が虐待されていたことをはっきりと認識している親もいるが、多くはそのことに気づいていない。というのは、かつては体罰やお灸、ないしは虐待に等しいような厳しいしつけはこの家庭でも行われていたからである。虐待された子どもの兄弟は親になると子どもを虐待する可能性が高く、また、残忍な夫婦の喧嘩を目撃した者も暴力的な子育てをする傾向があり、平成16年には、虐待防止法の一部が改正する法律が成立し、児童の目前で配偶者に対する暴力が行われる事など、児童に著しい心理的外傷を与えるものも虐待に含まれることになった。この事が我々に語ることは、学校の教室にいる子供達の中に、潜在的虐待者が居るという事である。虐待されている子供達を見つけるだけではなく、教室のすべての子供達に虐待するものにならぬように考え、学ばせる意義がある。

虐待に関するこの教育はすでに各自治体が始まっている。虐待されたものが、なぜ大人になると虐待するものになりがちなのか、そのメカニズムはまだ十分研究されていないが、自己自尊感情がしっかりしている親は、子どもを虐待することがあまりないと言われている。虐待に限らず家族の様々なジレンマを学ぶ教育を通して、自己の家族のあり方や自分自身を客観化し、自尊感情を培い、自尊感情を培う環境を奪われた子ども達には自己を取り戻す機会を提供することができよう。

## 5. なぜ子どもは逃げられないのか

子どもはなぜ日々の残虐な行為から逃げられないのだろうか。虐待されているほとんどの子どもが教師や他の大人、または友人にその状況を語らない。彼らはそれを家族の秘密として隠しておきがちである。その理由の一つは他人に知らせる事によって、更に虐待されることを恐

れるからである。しかし、もっと複雑な心理的理由が指摘されている（吉田、1998年）。第1に、彼らの親が「悪い親」であると告げることは、同時に自己否定または自己破壊に繋がる。第2に、自分が虐待されるのは自分が悪いからだと考えがちである。第3に、虐待のことを人に知らせたら、自分は親から捨てられるかもしれないという恐怖がある。第4に、性的虐待の場合、子どもはそれを秘密にしておくことを強いられているばかりか、次第に自分も共犯者であると感じるようになる。

このような心理状況からいかにすれば子供達は自らの価値を見出し、虐待から自らを守る事ができるだろうか。家族のジレンマについて学ぶことを通して、自己に価値があるという認識、周りのしかるべき大人に相談することができる事、また様々なサポートを提供してくれる諸機関があることを知るだけでも、彼らに道を開かないだろうか。家族生活の多機能性、複雑さ、そして人の人生の幅広さを思えばこのような認識、理解、そして知識が虐待だけに限定されるのは、狭すぎるのではないだろうか。

## 6. 教師の役割

社会および教育における教師の役割は、学校で家族のジレンマについて教える重要な理由をもたらしている。子どもの権利を守るのは、教師が社会から期待されている役割だからである。毎日、教師は子どもと学校で時間を過ごす。教師は子どもの変化や問題に気づきやすい存在である。しかし、単に生徒の様子を眺めているだけでは、彼らの権利を守るには不十分である。家族のジレンマを教えることは、①教師が生徒を援助するための知識と技術を豊かにする。また、②教えることを通して、問題を発見しやすくなり、同時に彼らを救う方法や機関、人々の

存在を教えやすくなる。多くの場合、子供達は助けをひどく必要としているにもかかわらず、どうしてよいのかわからないのである。

## 7. ネル・ノディングズの主張

ネル・ノディングズ (Nel Noddings) は、学校で子育てについて教えることを提唱している (ノディングズ, 2003年)。ノディングズの主張は、4つの根拠からなる。第1に、学校は誰もが他の人のことを気にかける (care) という理想的姿 (model) に向けて若者を教育するよう組織されている。第2に、セオドア・ゼルティンの言葉を引用し、本能と真似だけでは家庭は創れないこと、つまり、意識的教育と訓練が必要であることを主張している。第3に、子ども達は家庭で適切な子育てについてあまり教えてもらっていない。第4に、子育てに関する「国家の権利」と「親の権利」との間のバランスをいかにとるかという両者の葛藤に触れ、現在の状況は国家と社会のより大きな関与を必要としていると述べている。本論の筆者もノディングズのこの意見に基本的には賛成である。

虐待の件数が増加の一途をたどっている現在の状況にあって、我が国においても、ノディングズのこの主張は説得力を持つ。しかしながら、難しい問題もある。ノディングズ自身も問うているように、良い子育てに共通の特徴があるのだろうか。より深刻な問題は、誰の価値観が教えられるべきなのかということである。多元的社会においては、子どもを育てる仕事にはいくつもの形態と価値観があり得る。

ノディングズが指摘するように、学校があるひとつの文化に基づく価値観によって子育てを教えることに対する賛否両論は、アメリカのよ

うな文化的、宗教的、民族的に実に多様な人々が共存している社会においては、容易に落ち着くことはないだろう。しかし、家族の葛藤について学び、それについて考える姿勢を養うことは、特定の文化に基づいた価値や理想を教え込むことではないので、生徒が現実の状況でより良い方法を模索し、また当然、家族のより良い人間関係や人間的な価値観について学びやすくなるのではないだろうか。

## II. 実践からの学び—京都市立桂東小学校での実践

次に、家族の葛藤を学校で教えることが有効である理由は、すでに試みられている学校における虐待防止への実践の中にも見い出せる。以下において京都市立桂東小学校の実践とそこで経験された諸問題を紹介する<sup>⑧</sup>。

### 1. 基本理念と教育効果

京都市は2002年から児童虐待について教える試みをスタートしている。教育委員会は独自の調査で子どもが虐待を目撃した時、第1に家族か友人、そして次に教師に相談することを見いだしており、学校が児童虐待の早期発見と予防に極めて重要な役割を果たすことができると認識している。

京都における実践の背景にあるものは、すべての子どもが自らの未来を自分で切り開き、より良い人生を送る権利があるという信念である。さらに、親が自己に対する自尊心を持っていれば、彼らは子どもを虐待しないと述べている。それ故に、学校は子供達がみずからの存在の価値に気づき、その価値を主張できるよ

<sup>⑧</sup> 桂東小学校の実践については、2004年9月29日の虐待の防止・早期発見に向けての研究授業と授業後の教師の研究会における意見に基づいている。桂東小学校のご協力に感謝する。

うに育てなければならないと主張している。

このような信念に基づき、「子どもの心と体を救え」というスローガンが記されたマニュアルが、京都市のすべての教師に配布され、虐待がいかに子どもの心身を蝕むか説明している。

この試験的試みは4年前に始まったが、一定の積極的な結果を京都市教育委員会の地域専門主事から聞くことができた<sup>⑨</sup>。それらは、(1)虐待を発見しやすくなった。授業の後、相談にくる生徒たちも出てきた。また、友人が虐待されていると感じたら、大人に相談する子もいて、早期の発見に有効に働いている。報告書が出るまでの時点で、生徒からの拒否反応は無いが、低学年の生徒達は教えられた事を自分の問題として捉え、直接的に自分の問題を表現する傾向にある。(2)ただ単に子どもの様子を観察して虐待を発見するのに比べ、この実践は子どもにより自信を持たせる。そして、多くのこどもにとって、虐待についての知識と理解を得る事は、彼ら自身が将来、虐待することを防ぐであろうと述べている。

以上のようにすでに始まっている試みは、虐待に限定されてはいるが、一定の効果を挙げている。虐待だけでなく、子どもが遭遇しうる離婚、家庭内暴力、ドメスティックバイオレンスから日常的な世代間ギャップや反抗期の葛藤まで、より広く家族の諸問題を考える機会を提供する価値があると言える。

## 2. 検討されなければならない課題

### (1) 教師が直面する諸問題

桂東小学校の実践は、問題の解決に向けて一步前に進めたものの、教師や教育委員会の委員は問題を抱えている。彼らを心配にさせているのは、親との関係が不愉快で敵対的にさえなっ

たとき、どう対処するかである。子どもが虐待されているとき、教師は法律に従って児童相談所に通報しなければならない。しかし、通報するという行為、または通報するかもしれないということが、親との関係を難しくしてしまう。かといって、通報しなければ万が一子どもに深刻な虐待があった時、学校は社会から批判を受けてしまう。親がかんかんに怒り、学校に怒鳴り込んでくることもある。それ以上に難しい事は、教師と親の関係が敵対的になってもなお、教師は親を援助しなければならない立場にあることだ。理性では納得しても、本音では難しい。

さらに、子どもの虐待がわかってから、教師の力量が試される。現行の制度では、教師の仕事は虐待を通報して終わるのではなく、きつい仕事が始まる。子どもと親のケアが始まる。しかし、どの教師にとっても経験が少なく、状況に慣れていないことであり、教師の対処能力や力量が問われる大変な仕事である。教育委員会はより多くの訓練が必要だと感じている。

更に教師が直面する問題は、この教師が学校や教師に対する親の不信を生み出さないようにしなければならないにもかかわらず、虐待から身を守るために、教師は子供達に虐待する親を否定し、親への依存から逃れて自立的に行動するようにならなければならない事である。

### (2) 検討課題

以上のような問題があっても、学校で虐待を防ぐための対処をすることが法律で規定され、もはや我が国の教師はそれから逃げることはできない。しかし、そのために教師に授業や通常の生徒指導以外に過剰な負担が強いられることも、また問題である。教師の第一の使命は担当する学級の子ども達に良い授業をし、適切な生徒指導をすることだからである。虐待の対応だ

<sup>⑨</sup> 2004年4月16日に行った電話によるインタビュー調査で、電話に応じてくださったのは京都市教育委員会専門主事室関係者。

けに時間と労力と精神力を奪われ、疲れ果ててしまふことでは質の高い教育は期待できない。これを克服するために、いくつかの方策が必要である。

まず第1に、大学、児童相談所などの専門家とのパートナーシップを推進し、家族問題の授業や親への対応への教師の負担を軽くすることである。家族の葛藤に関する授業のすべてを一人の教師が背負わなければならぬとしたら、とりわけ、全教科担任制をとる小学校の教師にとって、それは大きな負担であり、結果的に全体的な教育の質の低下にもつながりかねない。また、問題が見つかったとき子どもの家族への対応も含め、最後までフォローしなければならないとしたら、必要とされる知識、技術、時間を考えれば、おおよそ不可能だとわかる。あまり深入りしない初期の段階で問題状況に応じて適切な専門家に後を委ねられるような体制が必要である。どのようなパートナーシップが推進できるのか、また推進すべきなのか、検討課題である。また、そのような授業を誰が担当するのが最も良いのか、これも検討課題であろう。

第2に、京都の桂東小学校の教員達から出たのは、様々な子どもたちに一日落ち着いて対応する常勤の職員を一人配置してほしいという希望であった。これは、現在配置されているようなカウンセラーのように、一定の時間だけ特定の専門的立場から生徒に対応する人ではなく、授業で忙殺されることなく様々な状態にある子ども達に対応しうる存在である。保健室に子どもが心を休めにやってくることがあるが、保健室に限定されないより柔軟な存在である。

第3に、教師に対するサポート体制の充実である。教師はそれでなくても教育改革や社会変動による新たな期待や要求に対応していかなければならず、もし、彼らに適切なサポートが提

供されないまま負担だけが増大するとすれば、まさしく教師虐待である。サポートと言えば、とかく研修に限定されがちであるが、どのようなサポート体制が必要なのか、調査研究が必要である。

第4に、そして恐らく最大の問題は、カリキュラムと方法である。どのようなカリキュラムを作成すればいいのか、どのような方法をとれば家族の問題を一般化しつつ、子どもを傷つけることなく家族が抱える葛藤について学び、考えさせていけるか、しかも、その方法は特定の天才的な教師の力量によってのみ可能なものではなく、多くの教師または担当者によって無難に教えていける方法でなければならない。

以上の諸点に関して、すでに健康教育の中に虐待への対応やドラッグの問題への対応を含んでカリキュラムを構成しているアメリカやニュージーランドなどの事例が参考になると思われる。どのような教育で子ども達をエンパワーできるのか、国際的な視野に立った研究が必要である。

## おわりに

虐待であれ、他の家族のジレンマであれ、我々は価値観の転換を覚悟しなければならない。虐待の場合で言えば、信田さよ子によれば、「人を信じなさい」という美しい教えを私達は限定つきで否定しなければならない。「親は子どもを目に入れても痛くないほど愛している。」という信仰は崩れる。信田はこれが最大の価値観の転換であるという。また、虐待を発見したら通報するという不幸な経験を受け入れなければならない。さらに、人のプライバシーを侵害してはいけないというルールは破られる（信田、2001、4～6頁）。

長い間、人のあるべき理想の姿を示す事に重点を置いてきたわが国の学校教育では、現実の家族の生活の葛藤や醜い部分に触れる事は一種のタブーであった。教室で子どもと対面する教師は、彼らの背後にはあたかも平和で理想的な家庭があるかのように振る舞い、深刻な問題を抱える子どもがいたとしても傷つけまいと、ふれずにきた。個々の問題としてではなく、誰にでもあり得る一般的な問題として、授業で取り上げる事もしづらかった。理想の人間関係や家庭生活を学んだ子供達は、我が家家の現実とのズレに苦しむ。しかし、どの家族にもひとつやふたつ、葛藤や問題はあるものであるし、家族構成員の成長とともに様々な問題が生じてくる事は避けられない。そのような家族の葛藤を、人の人間的な営みの中に位置づけ、子どもが自分を守るために必要な知識や情報を提供しながら、人と社会への洞察と思慮を深めるような教育の開発に向けて議論が必要である。

最後に先進的な実践が可能になるには、先進的教育実践を推進する自治体、負担を覚悟で新しい試みに挑戦する校長や教師、有用な情報を提供する調査研究、そしてその実践に理解を示す地域と保護者の協力と連携が不可欠である。我々はこのような体制の推進にも、同時に心を配っていかなければならない。

## 参考文献

1. 信田さよ子編 『子どもの虐待防止最前線』大月書店, 2001年。
2. 吉田恒雄編 『児童虐待への介入』尚学社, 1998年。
3. 中谷、岩井、中谷編, 『児童虐待と現代の家族』信山社, 2003年。
4. 上野加代子 『児童虐待の社会学』, 世界思想社,
- 1996。
5. 柏女靈峰 『子ども虐待 教師のための手引き』時事通信社, 2001年。
6. ジェームズ・A・モンテリオン編著, 加藤和生訳 『児童虐待の発見と防止』慶應義塾大学出版会, 2001年。
7. 京都市教育委員会 『子どもの心と体を救う! 家庭支援・子ども虐待防止への教職員手引書』1999。
8. 京都市教育委員会 『心と体を救うⅡ～声なき叫びを受け止めて～』2001。
9. 京都市教育委員会 『心と体を救う Ⅲ 指導計画事例集』2003。
10. ネル・ノディングス 「親の子育てと学校教育」日本教育学会 『教育学研究』第70巻 第3号, 2003年, 402~408頁。
11. 日本子どもを守る会編 『子ども白書 1999年版 “性”と子どもの人権』, 草土文化。
12. 日本子どもを守る会編 『子ども白書 2000年版 子どもの権利実現と市民的共同』, 草土文化。
13. 日本子どもを守る会編 『子ども白書 2001年版 子ども市民と創る21世紀』, 草土文化。
14. 日本子どもを守る会編 『子ども白書 2002年版 人間回復のための“つながり・ぬくもり”』, 草土文化。
15. 日本子どもを守る会編 『子ども白書 2003 新たな公共性と子どもの自己決定』, 草土文化。
16. 日本子どもを守る会編 『子ども白書 2005 子どもを大切にする国・しない国一戦後60・日本の子どもたちの今一』, 草土文化。
17. 内閣府編 『平成14年版 青少年白書 青少年の現状と施策』。
18. 厚生労働省監修 『平成14年版 厚生労働白書 現役世代の生活像—経済的側面を中心として』2002年。
19. 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所編 『日本子ども資料年鑑 2001』KTC中央出版。
20. 文部科学省編, 『平成16年度文部科学白書「生きる力」を支える心と体』。